

令和7年3月28日

## 建設工事における工事費内訳書の提出について

平成26年6月4日付けで「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」が改正され、平成27年4月1日以降、建設業者は公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出が義務付けられています。が、**令和7年4月1日以降に発注する入札案件**について、工事費内訳書の提出が必要な**対象金額が変更**となります。

### 1 対象

| 変更前                             | 変更後                              |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 入札を行う予定価格が <b>130万円以上</b> の建設工事 | 入札を行う予定価格が <b>200万円を超える</b> 建設工事 |

### 2 提出方法

原則、岐阜県市町村共同電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）にて、入札公告又は指名通知で指定する日時までに入札書と併せて工事費内訳書の電子データを契約課あて提出してください。（※1）

※1 電子入札システムの使用が出来ない場合は、紙により提出していただきます。

### 3 工事費内訳書の作成

（1）工事費内訳書の様式については、電子入札システムに仕様書と共に電子データを掲載しています。（※2）

（2）工事費内訳書の作成方法は、岐阜市ホームページの記入例をご参照ください。（※3）

※2 様式については、掲載データをお使いください。

※3 記入例の掲載場所は、産業・ビジネス>入札・契約>申請書ダウンロード（入札・契約関連様式）

>建設工事における工事費内訳書の提出（入札・契約）です。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005676/1005677.html>

### 4 低入札価格調査に伴う工事費内訳書の作成

入札の結果、低入札価格調査となった場合は、工事請負契約約款の規定に基づき、別途、詳細な工事費内訳書の提出を求める場合があります。

また、工事費内訳書の内容に不備がある場合は、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とすることがあります。